

倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判傍聴記

倉敷民商弾圧事件禰屋裁判の第13回公判が11月6日岡山地方裁判所で行われました。この日も傍聴席は満杯で法廷に入れない支援者が多数いました。前回までの公判で検察側の立証が終わり、今回からは弁護人立証が始まりました。この日は、税理士法違反に関わって関本秀治税理士(東京)が、鶴見弁護士との質問に答えながら約1時間にわたって気迫あふれる証言を行いました。

裁判の劣化 裁判長のあまりにも酷い訴訟指揮

まず驚いたのは裁判長による「証言妨害」とも言える「意図的な訴訟指揮」です。質問に立つ鶴見弁護士と関本税理士の証言が真に迫ってくると、傍聴人の体調を気遣った素振りや証言を中断させたり、傍聴している児童が起立して(座ったままだと、裁判長等の顔が見えないのだと思われます)真剣な顔で話を聴いているのに「立たないよう」と注意したりして、証言の進行に無理やり水を差しました。40分経過した時点では、60分で終われるかと、いきなり鶴見弁護士の質問を止めました。先生は「新幹線みたいにはならない」とやんわりと裁判長に諭していましたが、裁判長は証言を聞くより進行妨害しているように思われました。それに比べ、他の2名の若い裁判官は、関本氏の明快な証言を今までになく真剣に聴いていたように見えて印象的でした。税理士の本来の役割や税理士法の制定過程についての話を聴くのは初めてで、前回までの検察側証人との違いに驚いているのではないかと推測しながら私は2名の裁判官の顔を何度も見つめました。しかし「公平」な態度とは言えない事態がその後に関本氏に展開されました。検察側の反対尋問が終わり、3名の裁判官全員が何も質問しなかったのです。最初から質問しないと申し合わせていたのではないかとさえ勘繰りました。この人たちは、証人尋問を単なるセレモニーとしか考えていないのではないかと、証言の声は聞こえていても、最初から「無視」するつもりではないのかとさえ思われるような態度でした。日本の裁判はこれほどまでに劣化しているのかと怒りがわいてきます。報告集会で関本氏が「裁判のあり方にびっくりした」と言われました。「被告人に有利なものなんでも採用して公平な審理を尽くすのが裁判ではないのか」「起訴した者は絶対に有罪にするとういうのが今の司法の在り方でよいのか」と厳しく指摘されました。私もそのように感じました。この体質が数多くの冤罪を生んでいるのです。

税務当局の執念から生まれた税理士法誕生の背景

関本氏の証言は60分という制約された時間の中で広範囲に及びました。私が注目したのは以下の3点です。第1は、55年税理士法の制定過程です。関本氏は1970年から1980年まで東京税理士会の理事や税理士法対策委員会の委員を歴任されており制定過程を直に経験されています。この頃の日本税理士会は政府が考えている「税理士法」の制定に反対し、独自の「基本要綱」を全会一致で確認していました。ところが、税務当局は日本税理士会の会長選挙に介入して運動を分断することに成功し、「基本要綱」を無視した税理士法策定に動き出します。その後、政府が

大型間接税(大平内閣・一般消費税)と、税理士を税務署の下請化する税理士法案を同時に提案。一般消費税は国民の猛反対で廃案になりましたが、税理士法は法制化されてしまいました。徴税体制を強化したいという税務当局の執念が背景にありました。その後、大型間接税や国税通則法の改悪に反対する民商運動を妨害するための受け皿として青色申告会が税理士会の協力を得て意識的に育成されました。いわゆる「三者協定」であり差別行政の始まりです。



第2は、青色申告会が行う確定申告の実態です。延べ41名の税理士が2500名の納税者の申告書を作成した事例が紹介されました。関本氏は事前に青色申告会で書類が作成されていない限り、税理士だけで申告書が作成できるはずがないと断言しました。それだけではなく、税務当局と税理士会との間に、青色申告会の確定申告の内容については問題にしない旨の口頭の約束があるとも証言しました。この証言で民商の事務局員は税理士法違反で問題になりました。青色申告会の職員は問題にならないことが浮き彫りになりました。税務当局は明らかに「法の下の平等」原則に反し民商を差別的に扱っています。

第3は「税務書類の作成」の概念を明確にしたことです。関本氏は「税務書類とは税法に定められたもの」が対象であると明言しました。今までの検察側証人の言によると、税務書類が生命保険の控除証明書や政党への寄付金控除証明書等にも際限なく広がると指摘しました。また、「内容を確認したうえで署名・押印した人が作成者」であることも明快にしました。裁判では検察側は、税務書類の作成は高度の税務知識が必要であり、これは税理士でなくては作成できないと主張しています。しかし、高度の知識がなくとも作成できることを多くの納税者が自主申告することで証明しています。このようなことが争点になること事態税務当局の傲慢さの表れです。署名・押印した人が作成者であったり、契約者であったりすることは今の社会の常識です。自己決定権は民主主義社会の基本です。

この日も、小原さんと須増さん、倉敷民商の役員さんは参加することができませんでした。まだ、禰屋さんとの接見禁止が続いています。まさに犯罪人扱いです。次回の公判は12月21日になりました。12月7日には、小原・須増裁判控訴審の判決日です。署名を集め、要請はがきを送付して支援を強めていきましょう。

吹田民主商工会 常務理事 西尾 栄一

会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めましょー
商工新聞は経営のヒント・ハウ・トゥーの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょー